

要旨

第一章 総説

第一章では本研究プロジェクトの主査・久保文明教授によって、本プロジェクトの主要な背景と論点が総合的に解説されている。以下は各章で述べられた内容の簡単な要約である。

第二章 2012年大統領選挙とティーパーティー運動、そして今後の展望

2012年の大統領選挙は、アメリカが大きく変化していることを強く印象づけた選挙だった。それは人口構成や有権者の地理的分布に基づく変化であるだけに、不可逆的な変化でもある。共和党自体がこのような変化に取り残されているが、変化に抗する運動であるティーパーティー運動の場合はなおさらである。今後、ティーパーティー運動がいまのままの状態、共和党内反乱勢力として党を拘束し続けるならば、おそらく共和党の再生に必要な穏健派の包摂、そして中道旋回することをますます難しくしていくだろう。場合によっては、2014年の中間選挙では、ティーパーティー運動的な動きが共和党を再びつき動かし、オバマ政権に対する不信を刺激し、それなりの勝利をおさめることは十分に想定しうる。政権二期目の中間選挙は、一般論としていえば、政権党にとっては戦いにくい選挙となるからだ。ティーパーティー運動の勢いは、2012年の敗北にもかかわらず当分続くかもしれない。

第三章 保護貿易・自由貿易をめぐる近年の二大政党のイシュー・ポジションについて

知見としては大きく三つが挙げられている。第一に、議会を中心として、アメリカにおける保護主義の再台頭を指摘する意見は2006年頃から存在した。2008年オバマ政権発足当初は保護主義的であったものの、2010年以降は自由貿易推進へと大きく舵を切っている。第二に、その変化の背景には、民主党の保護主義的スタンスを規定してきた労組の衰退に加えて、2010年の中間選挙で自党の勢力が後退したことが齎した影響がある。一方で、共和党系の社会的保守団体の一部には自由貿易不信と保護主義擁護の姿勢が見られ、近年では民主党がより自由貿易に積極的に、共和党が否定的に変化しているという見方も成り立つ。第三に、共和党内部において、一部の団体や個人に明確な保護主義的傾向が見られることは確かであるとしても、それが直ちに共和党の対外経済政策のあり方に影響を与えているとまではいえない。共和党の支持基盤を割るための戦略的行動という仮説もあるが、2012年選挙における貿易イシューへの注目度は極めて低かった。

第四章 財政保守的政策におけるティーパーティー系議員の影響

第一に、ティーパーティー系議員は、2011年時には他の共和党議員と比較すると社会保守的な要素は弱く、財政保守的な要素が強かったが、選挙年である2012年には社会保守的な要素も財政保守的な要素も強まる傾向が見られた。しかし、財政保守的であっても妥協的な法案に関しては、ティーパーティー議員連盟は民主党同様に拒否をする場合が見られた。第二に、ティーパーティー運動の勢いは弱まっているとの見方もあるものの、2012年選挙以降、共和党自体の影響に陰りはあるが、逆に共和党が過半票を確実に獲得するためにティーパーティー系議員が必要となり、共和党内での影響はむしろ強まっている。第三に、米国民は議会の行き詰まりや政府の閉鎖やデフォルトには否定的ではあるものの、やむを得ない財政赤字削減には支持を示しており、未だにある程度財政保守的な法案は国民的な支持を受けているともいえる。歴史的な経緯を顧みるに、財政赤字が大幅に増えた中では、今後も議会が債務上限の引き上げ交渉によって、大統領に財政赤字削減を促す圧力は続く可能性が高い。

第五章 オバマ政権のアジア太平洋シフト

オバマ政権が進めているアジア太平洋シフトは、経済が低迷するアメリカが、力強い成長を見せている中国を含むアジア太平洋地域の経済活力を取り込むためにこの地域の平和と繁栄を持続させるというのが、全体としての目標となっている。アジア太平洋シフトは、①アジア太平洋地域の軍事バランスの変化とトランスナショナル脅威といった国際環境や、国防費の削減という国内的な制約要因を受けて、アジア太平洋地域にリソースを集中し、軍事プレゼンスを拡大して安全保障を提供するのみならず、②域内諸国の政治的多様性という国際構造の中で、各種の問題に集団的に対処し、予測可能性の高い国際環境を醸成すべく、ルール・規範に基づいた地域秩序を形成・推進しながら、自国と域内諸国が対中経済依存を深めているという国際構造を踏まえ、中国を排除しない形でこれらの取り組みを進める、といった特徴を備えたアジア太平洋安定化戦略である。アジア太平洋シフトの成否は、究極的には中国を「ルールに基づいた国際システム」へと統合していくことができるかどうかにかかっている。ただし、オバマ大統領のアジア太平洋シフトが「中国への潜在的な対抗連合」や「規範的な封じ込め」と中国から見えてしまう性質上、アメリカに対する中国の不信を払拭するのは難しい。

第六章 米国の南シナ海・東シナ海政策

オバマ政権発足後徐々に明らかになってきたのは、中国が急速に増大する国力を背景にしばしば米国の国益に挑戦する傾向を示してきたことであり、それがアジアへの「軸心移

動」の重要な契機の一つとなっていたが、中国との協力関係追求の必要性が低下したわけではない。中国への関与を続けつつ国益を維持するためには、米国の新政策でも強調されている有効な同盟国関係が不可欠であり、中国との紛争に関してはそれら諸国の安全保障に関与せざるをえない。他方、他国間の領有権主張の衝突に関しては立場を取らないというのが米国の基本政策であり、中国との決定的対立に陥ることも回避しなくてはならない。このようなジレンマの解消こそが ASEAN 地域フォーラムや東アジア首脳会議といった多国間メカニズム活用の一つの目的であろう。同時にそれは中国を米国が受け入れ可能な、多くの場合米国主導の、海洋秩序に組み込むための重要な手段となっていると思われる。米国の東・南シナ海に対する政策は今後も対中政策全般の特徴を色濃く反映しつつ、またその重要な一部として、展開されていくことになるだろう。

第七章 「アラブの春」と米国の「マルチ・スタンダード」

一期目のオバマ大統領は、特に任期前半の対中東演説によって、中東諸国やイスラーム世界に訴えかけ、パレスチナ問題や対イラン政策における抜本的な変化への期待を高めた。軍事面では中東政策において大きな進展があったが、4年を過ぎて、中東諸国の社会におけるオバマ大統領への期待は雲散霧消した。イラクからの駐留米軍の撤退が2011年末に完了した一方で、中東では、米政権の想定を超える社会・政治変動が相次ぎ、米政権が打つ手に欠く場面が多く生じた。イラン大統領選挙時の民主化運動（2009年）、「アラブの春」と呼ばれる連鎖的な民衆蜂起（2011年）といった大規模な変動が相次ぎ、米政権は矢継ぎ早の対応を迫られた。

このような「アラブの春」の渦中にある各国に対して米国が異なる対処策を採用していく中で、そこに一貫した「ドクトリン」あるいは包括的な「グランド・ストラテジー」があるのか活発な議論が、米国の外交政策論者の間で交わされた。（1）「オバマ・ドクトリン」への期待と危惧：オバマ政権の成立から1年余りの間は、過大なグランド・ストラテジーを抱いていると危惧する声があった。（2）ドクトリンの欠如：外交政策は①目標（理念）と意思決定のシステム、②政策とその実施の両面から評価されるべきであるが、「オバマは戦略を立てずに、説教をする」と苦言を呈されることがあった。（3）矛盾した二つのグランド・ストラテジー：一つ目は多国間主義による切り詰め策であり、もう一つは世界の各地で挑戦を受けた場合にだけ反撃し、影響力の行使と理念の拡散を図る「反撃」と説明された。（4）「背後から指揮する」：不在を批判されるドクトリンが、実際には存在していると論じる文脈で用いられ、論争や揶揄の用語に転じて人口に膾炙していった。（5）「ドクトリンなきドクトリン」：オバマ政権を擁護する側は、ドクトリンとはそもそも冷戦時代の産物であって、21世紀の多極化世界には適合的でなく、むしろ避けるべきものであるとした。

第八章 米国におけるサイバーセキュリティ政策

オバマ政権になってサイバーセキュリティに対する積極的な取り組みが行われてきた理由は、第一に、国防総省のネットワークをはじめとして米国政府あるいは民間のシステムが日常的に攻撃対象となっており、実際に 2009 年 7 月の大規模攻撃のような被害が見られるようになってきていることが挙げられる。第二に、2007 年のエストニアやシリアなど、深刻な被害が米国外でも起こるようになり、グローバル・コモンズとしてのインターネットその他の情報通信システムへの脅威が増してきている点も重要である。そして第三に、こうした攻撃の主体が、これまでの安全保障政策で想定してきたような対称的な存在ではなく、非対称的で匿名性の高い存在であり、いち早く新しい安全保障システムを作り出す必要をオバマ政権が認識したということもあるだろう。しかしながら、内政という視点から見ると、米国連邦議会は、オバマ政権の意向をくみ取った形で法案を可決することができず、民主・共和両党の政策方針の違いに妥協を見出すことができないでいる。

第九章 国連海洋法条約への参加をめぐる米国の対応

米国による UNCLOS の未加入（または未批准）という論点から、さらに視野を広げて、条約への参加プロセスを通して見た米国の外交姿勢における国際協調主義と単独行動主義にまで考察を進めた。第一に、米国の単独行動主義を生み出す背景としては、大きく分けて次の二つがあるという点に留意しておく必要がある。国内的な構造として憲法の規定に基づき、議会上院における 3 分の 1 強の反対者による条約承認権限の行使とその影響力がある一方で、国民においても、国益を追求する外交政策において、国際社会との協調をより重視するか、自国の主権を重視するか、伝統的な意識の違いが存在する。第二に、米国が UNCLOS に加入することは、最後に未加入のまま残っていた唯一の超大国が参加することで条約秩序の徹底化が図られ、UNCLOS を中心とした現行の海洋法が普遍的とも呼ぶべき適用可能性を有する真の「海の憲法」秩序となり、国際社会において法の支配を推し進めるうえで歓迎すべきことである。特に、大陸棚の自然延長部分において米国が独自に海底資源の探査・開発を強行し、利益を独占するような事態が発生すれば、国際社会において混乱や不安を生み、UNCLOS 体制下の海洋秩序の安定に重大な悪影響を及ぼすことになる。このような事態は米国政府が望むところではなく、政府自体のみならず産業界も含めて UNCLOS への参加に熱意があることは広く伝えられている。

第十章 米国のエネルギー需給の変化と外交政策への含意

今後、米国経済、特に製造業の活動が本格的な回復に向かうにつれて、国内石油・天然ガス需要は再び増加基調に戻る可能性が高い。しかし、2011年以降に発表された各種機関の見通しでは、採掘における環境問題やインフラ整備の問題は存在するが、シェールを中心に国内石油・天然ガス生産の拡大は需要増を上回り、自給率は長期的に向上する展望である。

これを受けて内政・外交での変化も見られる。石油・ガス開発について利害関係を有する州の数は、2001年当時と比較して10以上も増えていることになる。2013年1月にエネルギー長官に対しLNG輸出許可を求めて書簡を送った下院議員の顔ぶれが、石油・ガス生産活動の活発な州と重複している。また、ロビイングを展開する業界団体側にも変化が生じつつある。近年、米国商工会議所及び全米製造業者協会がLNG輸出賛成の立場を採るようになった。石油メジャーのエクソンモービルは温室効果ガス排出規制に反対してきたが、低炭素とされる天然ガス生産が事業に占める比率が拡大し、態度を軟化させている。

NAFTA域外への原油輸出の解禁は、現在議論されているLNG輸出許可以上に政治的には困難であろう。一方で、輸入依存度が低下すれば、莫大な予算を費やし米国民の生命を危険に晒して産油国の安定や海上輸送路の安全を守る必要は無い、との世論は高まろう。しかし、短・中期的に米国に代わってその役割を担う用意のできている国が存在しない以上、米国を主軸としつつも日本を含む受益国が地域紛争の防止や海上輸送安全などの多国間管理へとシフトしていくことになる。